

国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 本学に、競争的研究費等の不正防止実施本部（以下「不正防止実施本部」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止実施本部は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 最高管理責任者</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。）</p> <p>(3) 最高管理責任者が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 研究科長</p> <p>(6) 附置研究所の長</p> <p>(7) 医学部附属病院長</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) <u>国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、総合研究推進本部長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、成長戦略本部長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11) 最高管理責任者が指名する事務本部の部長</p> <p>(12) その他最高管理責任者が指名する者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(不正防止推進室)</p> <p>第8条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) } (同 左)</p> <p>(9) <u>総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長及び成長戦略本部長</u></p> <p>(10) <u>国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(11) } (同 左)</p> <p>(12) } (同 左)</p> <p>(13) } (同 左)</p> <p>3・4 (不正防止推進室)</p> <p>第8条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及</p>

改正前	改正後
<p>び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的研究費等の不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 統括管理責任者</p> <p>(2) 副統括管理責任者</p> <p>(3) プロボスト</p> <p>(4) 研究公正担当の理事</p> <p>(5) 研究推進担当の理事</p> <p>(6) 産官学連携担当の理事</p> <p><u>(7) 人事部長</u></p> <p><u>(8) 財務部長</u></p> <p><u>(9) 研究推進部長</u></p> <p><u>(10) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員若干名</u></p> <p><u>(11) 最高管理責任者が必要と認める学外の有識者若干名</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、<u>研究推進部、コンプライアンス部、財務部、人事部ほか事務本部各部等</u>の協力を得て、不正防止実施本部事務室において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的研究費等の不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）を置く。</p> <p>2 不正防止推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) }</p> <p><u>(7)</u> } <u>(8)</u> } (同 左)</p> <p>3～5 } (事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、<u>関係する組織</u>の協力を得て、不正防止実施本部事務室において処理する。</p> <p>附 則 (令和7年達示第27号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>